八尾市時報52號　號外

昭和二十七年二月二十日発行

大阪特市問題研究報告

八尾市行政研究特別委員會

中間報告

市民の皆さん　近頃の新聞や或はその他で、既に御存知と存じますが、前年來大阪市では、同市の四十年來の懸案である特別市制を盛に主張しまして、大阪市の周邊の五市（八尾、布施、豊中、守口、吹田）と十一ヶ町村（中河内郡巽、加美、矢田、長吉、瓜破）（北河内郡、門真、庭窪茨田、大和田、二島）（豊能郡庄内）の各市町村に向つて頻りに合流を呼び掛けております。

註（前記十一ヶ町村は最近正式に合併を議決し大阪市と共同して府に合併申請手続中）

然も他方、大阪府としましては、大阪市の特市運動に眞向うから反対しまして、大阪市を含めた現在の府の行政区域を都制に切り替えて、即ち大阪産業都制と稱するものを、強く押し立てて府下の町村を後楯てに双方一歩も譲らず今迄嘗てない激しい府市の対立を見せております。

参考　◉八尾市に於て現在大阪市から受けて居る直接の便宜—竹淵方面の水道給水、近鉄八尾駅からアベノ橋に至る大阪市営バス

◉大阪府施設—中河内地方事務所、八尾、山本両高校、八尾保健所

此の大阪市と大阪府の両方の申し分は、敗戦後の地方自治体で、やかましく唱えられております行政事務の再配分と云う、復雑な行政制度上の問題や、府、市、町村を賄って参ります財政上、税制上にも、多分に関係の深い事柄でもありますし、又非常に廣般、多岐にも亘っておりまして、詳しく説明致しますと、大変な紙面を要しますので、両方の主張する所を、ここには極くかいつまんで要約してみませう。

大阪市側の申し分

一、二重行政、二重監督（国と府の両方から監督される）は行政民主化を逆に無用な事務と煩わしく且不利な平衡交付金その他の制肘を受ける。

一、特市になれば府、縣制と同一の制度になり、国のみの監督だけでその当然の結果として総て簡明な治政上の便益を受ける。

一、現在の税制では、事業税、入場税、遊興飲食税等、府税一本である爲めに、みすみす大都市の巾のある大きな財源を府のみに吸い取られて大阪市の受ける恩典は極度に制限される。

一、現行の行政制度と、税制の爲めに、二十五年度は約二十億円、目下進行中の二十六年度は実に四十億円もの赤字が出て、此のままでは大阪市は財政的に破綻する。

一、五市、十一ヶ町が大阪市に合流し特市になれば、残存区域では行政そのものが成り立たないと大阪府は云うが、かりに特市が生れても、残存の府の区域は全国府縣と比較すると、人口にして百三十七万人、全国二十七位で奈良縣の二倍に近く、財政の点では税收年間に十三億で、全国十八位、和歌山縣の一・八倍、奈良縣の二・三倍にもなる。これで世帯が成り立たんとはおかしな悲鳴ではないか。

一、貿易立国より他に、独立後の日本の將來は無い。従つて貿易都市大阪市が占める地位は重大で、国際的には西日本の表玄関ではあり、当然に、旧制度の大阪府制のあつ制下より離れて、大都市として、特別都市としての発展をしなければならない。

一、近代の都市としては、地政的な、合理的な運営と秩序、環境、保健、衛生からも周囲部に緑地帶、空地帶、を適領に持たねばならない。交通帶、通勤時間帶よりするも近邊の五市、十一ヶ町村は発展する大阪市としては宿命的に絶対な利害共通の行政区域として必要である。

大阪府側の申し分

一、大阪府の現区域から、最重要部分の大阪市が特市につて独立して抜けたら、残存する辺在の市、町村は行政上からも、財政上からも立つて行ける筋合のものではない。

一、大阪市が五市、十一ヶ町村えの合併呼び掛けは、現行特市法上の規定する、府下住民全体の賛否投票の結果を自己に有利に導かうとするずるい考え方で、編入後の新しい合併区域に、便益を與えるなど果して公約が実現されるか疑わしい。

一、歐米の例によるも、此の際寧ろ進んで大阪府を主体とした隣接府縣を統合した道洲制か、若しくばそれに近い廣域行政を行うべきで、目下府に於て構想の大阪産業都制を施く事の方がより適切である。

一、大阪特市は国会に上提されて、その通過を絶対な前提としており、現状では政党間の情勢からも、実現の見込はないのみか、反対に特市制度を地方自治法から抹殺する法案上提の方が強い程だ。

註（大阪産業都制の構想案は研究中の由、但府の責任者より近く発表すると八尾市庁舎に於て言明を得た）

以上府、市双方の云い分を略記しましたが、両方の数多くの資料では、実に最大級の激越な言葉で抗争し、応酬を繰り返しております。ともあれ、特市と都制の今後の動き方その有り方は、八尾市の自治行政に執りまして將來の運命を左右する分岐点でありますので、市会では此の問題を眞剣に調査研究する爲めに、昨年十月の市会決議を経て名稱を行政研究特別委員会とする特別の委員を選びまして、調査と研究を重ねる事になつたのであります。

委員会が発足しまして直後に、府、市からそれぞれ調査資料を取り寄せて研究もし、直接出向いてその意図する所も具に聞きましたし、更に双方から当面の担当責任者である府の大塚副知事、市の和爾助役の來市を求めまして問い糺すべき所は詳細に糺したのであります。

又、専ら慎重を期しまして府、市と直接の関係を持たないところの、第三者としての学識経験者をも、特に招きまして貴重な参考資料としての、行政学上の立場から、或は欧米先進国の、地方自治体の実際の事例等をも承つたのであります。同時に委員と致しましては、八尾市民の切実な利害得失を重点に調査せなければならない当然の責任から、八尾市独自の立場に立つて当市自身の関係資料の蒐集に取り掛りました処、時を同じうして市民の或る一部ではありますが、八尾市は他の四市に卒先して大阪市の特市運動に合流の腹を決めたとか、特市が駄目なら大阪市に編入合併を強行するとか、事実は研究調査の途中で、委員会では何等の方向付も定まつて居らないものを、相異する一方的なデマが横行して居るのを耳に致しましたので、早速委員会に謀りまして、市民の皆さんに、吾々の重大な責務に対処する根本態度を明確に表明して置く必要性を痛感し左記の声明書を新聞紙上を通じて発表し、市会にも提議しまして記録に残してあります。

聲明

行政事務の再配分の問題は、大阪市の積年の懸案である特市に相関連して、八尾市としても、七万市民の重大な要件となつて來たが、市会より選ばれた行政研究特別委員である下名等五名は、大阪府、大阪市双方の主張を冷静に勘考しつつ、総て八尾市民の利害休戚を重点に、何者にも捉われない正純な白紙の立場に立つて、今後之れが資料を整えつつ調査と研究を進めて行く。

目今、八尾市民の中に、市政を深憂し、市政えの関心度の高さの故に、種々の言説が行われているのを聞くが、尠くとも市民の利益代表者である吾等は、飽く迄も忠実に八尾市民大多数の意図を意図として善処し、妥当と適正を指標として過たないことを堅く誓うものである。

茲に下名等相謀り八尾市民に対し右声明する。

昭和二十六年十二月六日

八尾市行政研究特別委員

委員長　隅田　栄
委員　栗山龜太郎
〃　戸田一平
〃　日吉政男
〃　羽多野與久

◎　◎　◎　◎

市民の皆さん　大阪特市、大阪産業都制のその何れに就くのが八尾市の現在と將來を通じて有利であるのか。或は大阪特市が政治情勢の故に、早急には実現不能の場合、現在のままの大阪市から編入合併を求められたとして、去就をどう云う風に定めるのがよいのか。更には又、現状のままの八尾市政を続行して行くのが市民の爲めに有益となるのであろうか。

今、此の難問題と取り組んで、之れが政治的、経済的、財政的、事務的の、中央と地方の動向を注視する側、関係方面との折衝を重ねながら、極めて慎重に大事を取りまして要は市民の生活の福祉、負担の軽減、將來に伸びねばならぬ市の諸施設、たとえば一般産業、商工、教育、交通、農政、税務、土木、水道、衛生、警察、消防其の他市政全般に及ぶ具体的な方途を考究し続けつつ十全を期している次第であります。

それに附けましても、余りにも問題が大きいのに加えて、土地そのものの歴史や、古い伝統の特殊性や、色々のしきたりや、住民の生活感情と云うものも大切な対照でありまして、委員一同悔を未來に残さない様にと頻りに心を配りまして結論を出すのを苦心して居ります。

然し、課せられた任務は果さねばなりません。省みて四年昭和二十三年四月、八尾、龍華、久寶寺、大正、西郡の五ヶ町村が合併致しまして市制を施行しまして以來、乏しい財政の中にも一応新市の態様は備わつて参りましたが、此の秋、過去を振りかえり、現在をみつめ、將來を見通しまして八尾市の興隆と、発展の爲めに、深切な意味での市民の幸福の爲めに、市民の爲めの、市民によつて行う、市民の自治の爲めに、発表の声明の主旨に仕える一方、市会の要請に答えまして何れ近く適当な機関を経て、適当な方法で市民の皆さんに吾々の調査、研究の経過とそれによる対外折衝の結論をお伝えすべく目下懸命の努力を拂つて居る様な次第であります。

以上中間的ではありますが全八尾市民に対して吾々の負托された責任の一班に就いて御報告申し上げた理であります。

尚、過日の市会協議会で委員五名の増員を申し合せ、前項五名栗山（農政）日吉（福祉）戸田（財政）羽多野（土木）隅田（警察、消防）の外に新に谷口（衛生）門川（教育）金井（水道）平岡（商工）和田（交通）の五議員を併せ十名を以て専門を担当、調査研究善処に再出発して居る事を附記致します。

（隅田記、在文責記者）